

### 労働者派遣法に基づくマージン率等の情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)が改正され、第23条5項の定めにより、以下の内容についての情報提供が義務付けられました。

●マージン率とは

派遣先より株式会社トライ・アットリソースに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

■東京本社

東京都千代田区九段北1丁目8-10 住友不動産九段ビル7F

派遣労働者の数※	676人
派遣先の数	178社
マージン率(①-②)÷①	22.5%
派遣料金1人あたりの1日平均額①	14,913円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の1日あたりの平均賃金②	11,563円(1日8時間当たり換算)
雇用安定措置を講じた人数	派遣先直接雇用人18人

■大阪支店

大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号 イトビル8F

派遣労働者の数※	451人
派遣先の数	118社
マージン率(③-④)÷③	21.3
派遣料金1人あたりの1日平均額③	14,050円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の1日あたりの平均賃金④	11,053円(1日8時間当たり換算)
雇用安定措置を講じた人数	派遣先直接雇用人7人

※業務委託等で稼働する契約社員・アルバイト数は含みません。

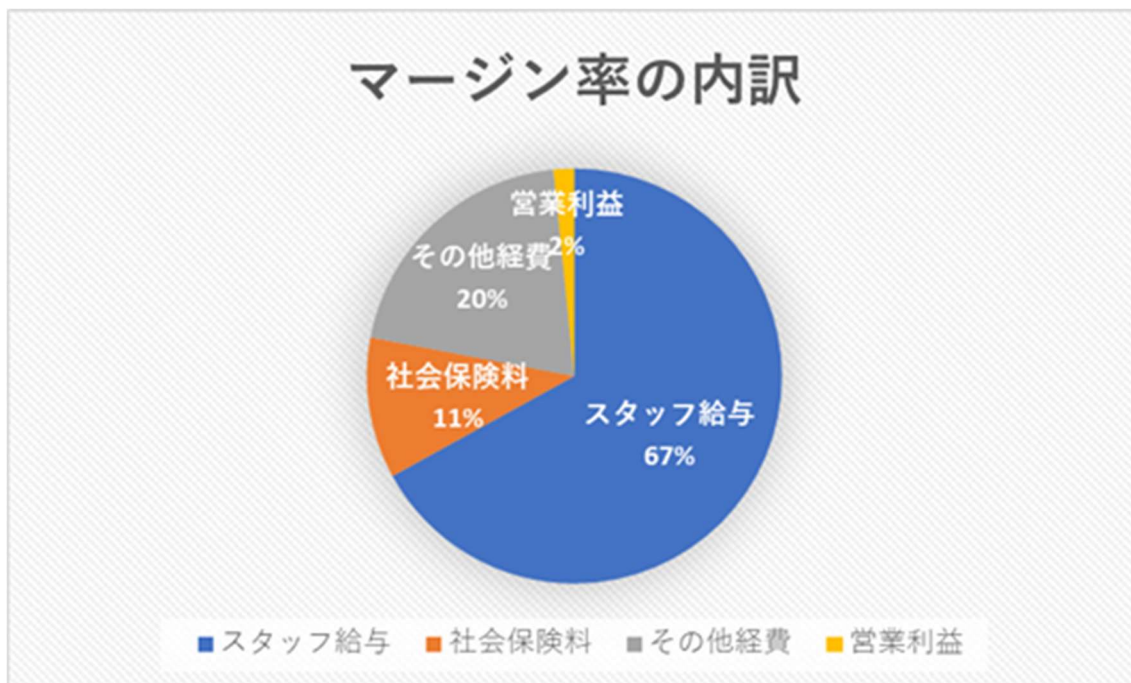
【福利厚生】

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、健康診断、有給休暇、育児・介護休暇、スタッフ専用相談窓口

【教育訓練に関する事項】

入職時研修（ビジネスマナー研修、安全衛生研修、個人情報保護研修）

キャリアアップ研修（事務スキルアップ研修、販売スキルアップ研修、コミュニケーション力研修）



一番多くを占めるのが、スタッフの給与で料金総額の約 67%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険・厚生年金保険・健康保険など社会保険料が約 10%となります。また、スタッフの年次有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間について料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払いが生じる為、有給休暇負担分の費用が含まれています。その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1.6%程度が会社の営業利益となります。

【派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別】

労使協定を締結している（協定書の有効期間 令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）

協定労働者の範囲（全ての派遣業務に従事する従業員）